

県景観計画「緑化義務(3%)」に係る算定基準の運用について

平成 26 年 3 月 26 日 景観まちづくり課

(1) 緑化対象施設・算定方法

(独自規定：太枠・グレー部分)

設置場所	緑化施設	緑化算出方法
1 敷地から建築物、工作物を除いた空き地に設けるもの	(1) フェンス等の緑化（道路等から視認可能なもので、「花壇その他」の条件と同じ）	緑化するフェンスの面積
	(2) プランタ等（「花壇その他」の条件と同じ）	水平投影面積
	(3) 樹木	成長時の樹冠投影面積 樹冠が重なる場合、重複して計上は不可
	(4) 生垣	成長時を計画・予定した水平投影面積
	(5) 土壌その他（ただし、樹木が一定本数以上ある場合のみ）	水平投影面積
	(6) 芝その他の地被植物、草花等（維持管理されないものは除く）	成長時を計画・予定した水平投影面積
	(7) 花壇その他（年間を通じて、適宜植え替え等を行うことにより、相当の期間（概ね6ヶ月以上）植物が植栽された状態が必要。有用植物を収穫することを主たる目的として設置されるものを除く。）	花壇内寸法の水平投影面積
	(8) 柵もの	柵の水平投影面積
	(9) 水流、池その他これらに類するもの（水流、池、その他これらに類するもので、樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成しているもの）	水平投影面積
	(10) 緑化施設として設けられる園路、土留その他の施設（上記施設を合計した面積の4分の1を超えない範囲）	水平投影面積
	(11) 電波塔など高さのみの規模要件で届出対象となった工作物のうち、敷地境界の2分の1以上が草地、田畑、樹林等に接しており、周辺からの自然植生による緑化が景観上好ましく、また期待できる敷地については、敷地内の草地、田畑、樹林等についても緑化施設とみなす	成長時を計画・予定した水平投影面積
	(12) 工場立地法の特例措置により工業団地の共通施設として適切に緑地が配置されている場合、鳥取県景観計画の緑化基準を満たす	団地内に計画的に整備されている緑地等を各工場の固有の敷地面積に応じて比例配分した面積
2 外壁の直立部分に整備された緑化施設	(1) 外壁の直立部分に整備された緑化施設、植栽基盤又は緑化資材等（道路等から視認可能なもの） (ビルの管理者等建築物を一括して管理する場合、バルコニー及びベランダの緑化施設を緑化面積に算入する。)	・ 支柱等の補助資材等が整備されていない場合、「緑化施設が整備された外壁直立部分の水平の長さ×1.0m」 ・ 緑化基盤又は緑化資材等が整備された場合、「外壁面積」
3 屋上その他の屋外に設けられるもの	道路等から視認可能なもので1 (1)～(10)と同じ (ビルの管理者等建築物を一括して管理する場合、緑化施設を緑化面積に算入する。)	1 (1)～(9)と同じ

(2) 緑化施設の設置場所

緑化規制の目的は、大規模な建築物・工作物が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を軽減し、景観への影響を緩和することであるため、(1)の緑化施設場所は、以下のような場所に設置することが望ましい。

- ・ 当該建築物・工作物の敷地境界が道路等の公共空間に面する場合、道路等の公共空間に面する場所等
- ・ 主要な展望地及び公共交通施設等から山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等を眺望した際、当該建築物・工作物の威圧感、圧迫感及び突出感を軽減する場所等